茅ヶ崎中央ロータリークラブ細則変更について

提出日　２０２２年２月　２５日  
委員会名　　　　クラブ戦略委員会　　　　　　　　  
担当者　　　　　　　委員長　當間安弘　　　　　　　　　　　  
  
計画内容  
1． 変更内容の主な点

茅ヶ崎中央ＲＣもまもなく40周年を迎えます。チャーターメンバーである会員数も高齢化に伴い減少しております。創始の精神を引き継ぐためにも一人でも多くの会員が今後も会員であっていただくために、かってのＲＩの制度にあったシニアアクチブ会員のように、会社を退職した会員などに活動しやすくする会員種別を設けたいとご提案いたします。  
これにより退会の防止の一助になり、会員数の維持及び親睦の機会損失をなくすことにより、創始の精神を新会員につなげていけると考えます。  
出席免除と同様に、対象会員に促すものではなく、諸事情を鑑みて判断しての救済手段として捉えていただきたいと思います。

２．議論のポイント  
１）　会費について  
２）　会費の引落について  
３）　新たな会員種別の呼称について

3．議論の経緯及ぶ今後のスケジュール   
10月18日　委員会で会員退会防止についての提案　　現状分析  
11月15日　委員会で新しい会員種別の地位について議論  
12月20日　委員会で新しい会員種別の会費等について議論  
１月１７日　　委員会にて上程案を作成。  
1月28日 理事会素案の上程  
２月8日　　 クラブ協議会にて意見徴収。  
２月１５日　　委員会にて修正案  
２月２５日　　理事会にて承認　　通知期間10日  
３月８日　　 例会にて細則変更上程  
例会内の5分から10分程度の時間をいただきたくお願いを申し上げます。

現状分析について  
８０歳以上　５名　今年退会２名  
７５歳以上　４名  
７０歳以上　８名  
  
ＲＩの会員でいるためには、人頭分担金を含む会費が必要  
人頭分担金　　７０ドル×１１０円　　　　　　　７，７００円  
ロータリーの友誌　　　　　　　　　　　　　　　　２，６４０円  
米山奨学賛助金 １，０００円  
地区資金分担金 ９，０００円  
地区事業費 ３，０００円  
地区大会分担金　　　　　　　　　　　　　　　　　８，０００円 （５，０００円＋３，０００円）  
ＩＭ分担金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７，０００円  
合計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３８，３４０円  
  
*現行の正会員会費　　　１９８，０００円　　＋　　３，０００円　　＋　米山及ぶ財団寄付金*  
会員の地位について  
出席免除規定の適用が前提、かつ、以降継続して例会に出席することが困難な会員がロータリー会員としての身分を保持できる制度　　  
原則、国際ロータリーの会員としての扱いにしたい。  
  
*定款について  
定款第10条第5節（出席規程の免除）の（b）に規定する出席規程の免除を受けた会員で、健康上の理由から例会出席が以降継続的に困難なことが見込まれ、理事会に申し出て認められた者。ロータリー歴が20年以上で年齢の和が85以上。*

委員会からの提案事項  
１）　会費について  
年会費の案　44,000円（分担金　38,340円＋為替変動、地区青少年分担金を加味）  
  
誕生月のお祝い　長年の功労を考慮して総務費より支出、原則当該月は、例会場においてご厚意としてスマイルをいただくことは妨げない。また、例会に出席できない場合に関しては、当該会員の状況を考慮して会長及び理事会がその贈呈の判断をするものとする。  
  
２）　会費の引落について  
年4回として、４の倍数で金額を決定  
申入れ期日　　4半期引落し日の手続き期間を考慮し、2ヵ月前の理事会を目安とする。  
口座引落手数料　150円　　原則引落のみの対応としたい。  
  
例会に出席いただく場合は、ビジターと同額のメークアップ料を食事代として徴収いたします。  
メークアップ料は、当該年度理事会が決定した金額とします。  
また、特別例会時の登録料は、当該年度の理事会の判断で金額を決定し徴収させていただきます。  
出席率の算定に関しては、出席規定の免除をうけたものと同様にする。

３）　新たな会員種別の呼称について  
「功労会員」  
クラブ協議会での会員の意見を検討したうえで、委員会としては、クラブ細則にある他の会員名称と合わせて日本語としてはとの意見を尊重しつつ、入会20年以上の正会員が対象になることを考慮して、「功労会員」という名称といたしました。

細則変更に伴う、「新旧対照表」を別添いたします。